

各位

被扶養者の現況調査

小野薬品健康保険組合

厚生労働省の指導に基づき、当健康保険組合に加入されている被扶養者（ご家族）が、現在も被扶養認定基準を継続して満たしていることを確認するため、「被扶養者の現況調査」を実施いたします。今年もWebシステム（iBss）を通じて行いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 調査対象者

当健康保険組合に加入されている被扶養者（ご家族）をお持ちの社員

ただし、以下の方は調査対象外となります。

- ・ 海外勤務中および海外留学中の社員
- ・ 被扶養者が17歳以下の子のみの社員 ※2025年4月1日基準
- ・ 2025年1月1日以降に入社された社員、新たに被扶養認定された方

2. 実施期間（期限厳守にご協力ください）

2025年8月4日（月） ～ 8月29日（金）

3. 実施方法

①調査対象の社員へは、近日中にメールでご案内いたします。

②Webシステム（iBss）にて必要事項の入力と証明書類のアップロード

- ・ [サイトはこちら](#)（健保組合HPにもバナーがあります。）
- ・ [マニュアルはこちら](#)

4. 注意事項

- ・ 証明書類のアップロードが困難な方は、社内便で健保組合（本店）宛にご送付ください。
- ・ 万一、期限内に証明書類が揃わない場合は、その旨を健保にお伝えください。
- ・ 氏名を外字登録されている方は、その部分だけカナで表記されています。
- ・ 本調査に協力いただけない場合には、被扶養者認定を取り消すことがあります。
- ・ 確認のため別途書類を求める事があります。
- ・ 調査依頼のメールが届かない方は、今年度の調査対象外となります。

お問合せ
健康保険組合
担当：宮内 (miyauchi@ono-pharma.com)
久野 (m.hisano@ono-pharma.com)
電話：06-6222-5665

よくある質問 Q&A

Q1. 保険者指定コードとは？

A1. 社員番号 5 桁(U は不要)です。

Q2. 就職して扶養をはずれたはずなのに今回の調査に名前があります、どうすればいいでしょうか？

A2. Companyとは別に、健康保険組合への届出が必要です。「健康保険被扶養者(異動)届」を速やかにご提出ください。

Q3. 単身赴任をしておりますが、住所は単身赴任先、帰省先のどちらの住所を入力したらいいですか？

A3. 単身赴任の方は「同居」を選択してください。「同居」選択時は住所の入力は不要です。

Q4. 子どもが大学生で別居していますが、住所は別居扱いとなりますか？また、送金証明は必要ですか？

A4. 学生(大学・大学院・予備校・専門学校生)は「同居扱い」となります。
送金証明書は不要ですが、学生証の画像データをアップロードしてください。

Q5. 子どもが大学を卒業しているのですが海外留学中です、証明書類等はどうしたらいいですか？

A5. 海外の学生も国内の学生と同様に「同居扱い」となります。備考欄に「留学中」と記入し、学生証の画像データをアップロードしてください。

Q6. 前年の年間収入とはいつの分ですか？

A6. 令和6年1月～令和6年12月の収入額です。前年の年間収入額を参考に今後1年間の収入額を想定します。

Q7. 被扶養者の今年度収入が増えて、130 万円(60 歳以上および障害者は180 万円)を超えそうなのですが・・・

A7. 健康保険組合までご連絡ください。「130万円の壁」については、Q12をご参照ください。

Q8. 令和7年1月以降に、退職・雇用条件変更のため、当健保組合に加入しましたが、収入金額の入力は？

A8. 退職されてから令和7年12月までの収入(見込)金額をご入力ください。

Q9. 確定申告をしている場合、収入額が少額でも提出が必要となっているが何故必要なのですか？

A9. 税法上の所得額とは異なるため、費用内訳が分かる確定申告書類の提出をお願いしています。
健康保険では、自営業や不動産所得など確定申告をされている方の年間収入額は、総収入額から原材料費など最低限の経費を差し引いた額となります。

Q10. 給与所得者(パートなど)の場合、交通費(通勤手当)も収入に含まれるのですか？

A10. (給与所得者では税控除前の総収入額となっていますので)交通費も含まれます。

Q11. 被保険者(社員本人)の収入証明も必要ですか？

A11. 被扶養者の確認調査なので、被保険者(社員本人)分は不要です。

Q12. 「130万円の壁」について教えてください

A12. 2023年12月28日付の健保連絡 [「年収の壁・支援強化パッケージ」に対応した扶養認定について](#) をご確認のうえ、「130万円の壁」に該当する場合は、健保組合へ事業主の証明書などの書類を提出してください。

Q13. 家族帯同で海外出向をしていたため令和6年の(非)課税証明書の取得ができないのですが・・・

A13. 2024年1月以降に帰国された被扶養者は対象から外します。